いよいよスタート マイナンバー制度
10月からマイナンバーの通知が始まります

問い合わせ　企画課政策調整係☎内線３２２３
通知・個人番号カードに関しては
市民課市民戸籍係☎内線３１２５

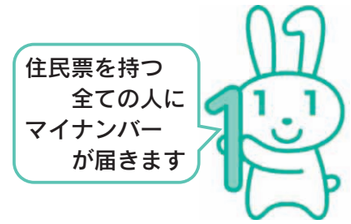

マイナンバー広報キャラクター「マイナちゃん」

マイナンバーとは？

今年10月から、日本国内の全住民に通知される12桁の番号をマイナンバーといいます。

マイナンバーは、一人一人に異なる番号が割り当てられ、生涯にわたって使うものです。住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切に保管してください。

マイナンバー制度実施の流れ

今年10月中旬以降 住民票の住所に通知
住民票を有する人に12桁のマイナンバーが通知されます

来年１月 マイナンバーの利用開始
税の手続きや医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで利用が開始されます

再来年７月 地方公共団体なども含めた情報連携を開始
情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減されます

来年１月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

分野		内容
社会保障分野	労働	雇用保険の資格取得や確認・給付
		ハローワークの事務など
	医療	医療保険の保険料の徴収など
	福祉	福祉分野の給付
		生活保護など
税分野		税務当局における確定申告・源泉徴収などの事務
		税務当局の内部事務など
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給
		被災者台帳の作成事務など

※社会保障、税、災害対策分野の手続きで申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります
※事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うことになります
※税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります

必要な情報を沼田市ホームページでも提供します。
ぜひ、ご活用ください

マイナンバーの問い合わせは　コールセンター 0570・20・0178　マイナンバー
［全国共通ナビダイヤル］９時30分～17時30分(土日祝・年末年始を除く)
政府広報オンライン http://www.gov-online.go.jp/
政府広報 検索

マイナンバー(通知カード)は、10月中旬以降簡易書留でお届けします

通知カードは、市に住民票がある全ての人に交付されます。来年１月以降、市役所などの手続き時に提示が必要(通知カードと併せて、免許証などの身分証明証の提示も必要)ですので、絶対に無くさないよう注意してください。
※カード発行基準日は10月５日(月)現在の住所となります

どんなものが送られてくるの？

同封されるものは①から④の４点です

③と④は世帯全員分がまとめて入っています

①説明用パンフレット

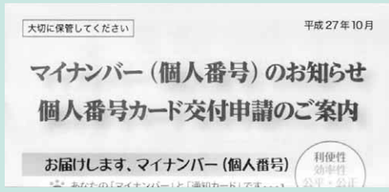

②個人番号カード交付申請用の返信用封筒

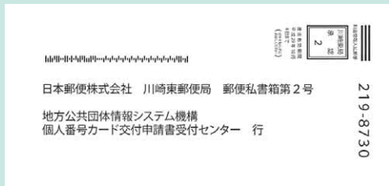

③通知カード

④個人番号カード交付申請書

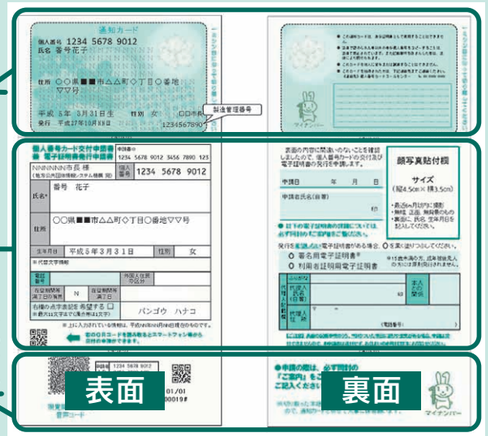

※個人番号カードを申請する際、この部分は切り取って保管してください

※通知カードなどの配送状況については、コールセンター☎０５７０(７８３)５７８、外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)対応は、☎０５７０(０６４)７３８へ(一部ＩＰ電話などで繋がらない場合、☎０５０(３８１８)１２５０へ)

個人番号カード(顔写真付きＩＣカード)とは？

様式

個人番号カード表面(案)

○個人番号は記載されません
※コピーできる者に制限はありません(本人の同意によりできます)

個人番号カード裏面(案)

○個人番号が記載されます
※コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定されます

ＩＣチップ内のＡＰ構成

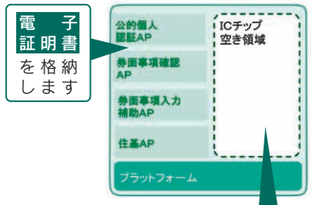

市町村などが用意した独自アプリを搭載するために利用します

申請・交付

今年10月
マイナンバーの付番

個人番号カードは、ｅ-ＴＡＸなどの電子申請に利用することができます

今年10月～12月
マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送

◇氏名、住所などをプレ印刷、写真添付、署名または押印をいただき返信するだけで申請できます
◇スマートフォンなどで写真を撮り、オンラインで申請することもできます

来年１月～
各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付

◇初回の交付手数料は無料です(再交付は有料)
◇来庁は交付時の１回のみで済みます